

戦国期東国の在地社会に見る土豪層と国衆の関係

——天文二十一年四月二十七日葛山氏元判物考——

水林 純

序

本稿は、日本における戦国期社会の実像の一端を、当該期の在地社会を代表する有力者であった土豪層と、郡規模に亘る所領支配を展開した領主である国衆との関係から考察するものである。

戦国期の土豪層が、村落の上層であると同時に、領主制支配の末端的存在であったことは既に広く知られているが、^①戦国大名や国衆などの地域権力（広域的領主権力）が自らの支配を在地社会に及ぼしてゆく上でまず相対する必要があるのは、彼ら土豪層であった。すなわち、戦国期の地域権力は、自らの領国内で生み出される様々な富を手中に収めるために、当時、生産現場で労働に従事する民衆に対して多大な影響力を行使した地域指導者の実力を組織しなければならなかったのである。ゆえに、既往の研究では、戦国期の社会構造・権力構造を探る上での重要な論点として、戦国大名と土豪層の関係が注目されてきた。^②しかるに、本稿において、土豪層と国衆が結んだ関係にスポットを当てることには、いかなる意義が存在するのか。この問いに最初に応答しておきたい。

日本の戦国期を、一国あるいは数ヶ国規模の領国を統治する戦国大名のみならず、大小様々な規模を有する自律的な地域権力が列島各地に割拠した時代として観察する見方は、学界では既に市民権を得ていると言って良い。とりわけ、一九九〇年代以後、その存在を注目されてきたのが、国衆や戦国領主、地域的領主などと呼ばれる

（以下、国衆に統一）、一郡ないしそれ以下の中規模領域を当時統治した領主階層であった。彼らは、戦国大名に軍事的に従属する一方、大名権力から自律した地域支配―被官への知行宛行、裁判、治安警察、諸役賦課など―を自らの地盤で展開したことで知られる存在である。^③

近年の研究動向で注目しているのは、この国衆と村の関係に光を当てた成果が、きわめて少ないながら提起されていることである。その流れを牽引する黒田基樹は、東国（北条氏領国の周辺地域）を中心とする戦国期の国衆は、村請を体制化し、村を直截の支配下に置くことで、自らを地域的公権力へ高め得たこと、また、国衆は、村落間紛争の調停を通じ、村の平和を維持する義務を担った点で、戦国大名と同質の存在であったことを論じた。^④黒田の右の所論は、戦国期における自立的村落の広汎な成立を明らかにした藤木久志の「自力の村」論の影響を受ける形で提起されたものであり、戦国期の権力を、江戸時代に確立する村落自治にいち早く依存することで成立した公権であるとする点に特色を有する。^⑤これは、戦国大名と比較して村落や百姓との関係性が不明瞭であった国衆権力の構造を在地の視座から描写した点、また、国衆による支配の意義を、階級的搾取のみならず、社会的職務活動の視角から検討した点において重要なものであり、本稿もその視点を継承するものである。

ただし、黒田の所論については、下記に述べる二点においてなお探究すべき課題が残されている。第一に、国衆支配領域において、

江戸時代の村請制村に比肩される村落自治がどこまで支配の基礎に据えられたのかという問いについての実証分析、殊に特定の地域に視野を置いた村落分析が不徹底のままに残されている。この点は、既往の論考が既に指摘を行っているが、要するに、先述したような歴史像を支えるだけの事例の提示が未だ不十分であると言わざるを得ないのである。村落史料の精緻な検討を基礎に、地域権力・在地社会の関係を基礎から描き出すこと、この作業を個々の地域に即して積み重ねてゆく営みがなお必要である。

第二に、黒田の議論では、土豪層の位置づけがやや曖昧なまま、課題として残されている。先述の通り、土豪層は、戦国期の村落を代表する階層であり、権力と在地社会との関係を論じる上で避けて通れない存在と言える。しかし、黒田の国衆論においては、国衆が自らの領域支配の中で土豪層といかなる仕方に対したのか、また、土豪の力量が国衆の在地支配にいかなる性格を打刻したのかという問いが深められていない。この問題を再考し、国衆と在地社会との関係を見究める余地が残されている。近年では、戦国大名支配下の土豪が百姓の生存に責任を負う村役人的地位にあったとする見解も提起されているが、それとの比較も視野に収めつつ、国衆・土豪間の関係に改めて焦点を当てる余地が存在していると言えよう。

本稿では、以上に縷々指摘した問題、戦国期の在地社会と国衆の関係を深めた成果がなお充分でない状況に一石を投じる目的のもと、分析を行う。先述の通り、近年、戦国期は、「大名」の名に必ずしも収まらない性格を有する権力が広汎に存在した時代であるとされる傾向にあるが、その一つたる国衆と地域との関係を深める作業は、戦国期社会の実態を一層豊かに復元することに繋がる。そして、上記二点の課題に取り組み中で―黒田もテーマとした―国衆が在地社会において担当した公共的機能（社会的職務）とは本当の

ところ何であったのかという問いを再考してみたい。この作業は、戦国期社会の継承および克服の上に形成された近世的秩序―その端緒は、十六世紀の末期に確立した大規模戦国大名の支配に求められる―が地域世界にいかなる影響を与えたのかという問いに対しての答えを逆照射する上でも重要となろう。今回研究対象とするのは、駿河国駿東郡口野五ヶ村（口野郷）である。

第一章 対象地域と主要検討史料―概略と研究史―

第一節 研究対象

現在の静岡県沼津市を中心とする駿河・伊豆の国境地帯は、既往の戦国期研究の中でも、高い注目を浴びてきた地域と言える。当時のこの地域は、北条・今川・武田らの大名が衝突する「境目」であり、領主や民衆を巻き込む戦争が展開したため、関東・東海の政治史を解明する素材として注目されたのである。また、戦国期における土豪層や郷村のあり方を示唆する史料が多く残されている関係上、この駿河湾沿岸の一角は、村落史研究のフィールドとしても名高い地域となっている。かかる点を踏まえて、本稿では、先述した口野五ヶ村（口野郷。獅子浜・江浦・多比・尾高・田連という近世村に連続する集落を内部に含む）を対象とした分析を進めるが、戦国期の当地域で力を振るったのが、獅子浜村を居村とする植松氏という土豪である。植松氏の家伝文書「植松文書」には、十六世紀後半に当地域を支配した小田原北条氏の発給文書などが伝存している。

本稿が当地域に注目するのは、植松氏の家伝文書に、駿東郡北部を本拠とした葛山氏の作成文書が伝えられているからである。葛山氏は室町幕府奉公衆から身を興した武家であり、戦国期に北条氏と駿河今川氏に両属した（天文年間から今川氏の御一家衆）。また、

本拠では自らの家臣団を組織するとともに、駿東郡の給人に対して知行安堵・恩給を行うなど、独自の地域権力としての様相を呈するに至っていた⁽¹⁾。右の点から、葛山氏は、駿河・伊豆国境地域を代表する国衆としてその名前を知られる存在となっているが、十六世紀半ば近くに、葛山氏は、沼津郷・大平郷・泉郷など本拠の葛山（現裾野市）から離れた駿東郡南部に支配の手を伸ばしており、その過程で植松氏に文書を発給することとなったのである（現存五点）。私たちは、この史料群を読み解くことによって、戦国期における国衆（葛山氏）と土豪層（植松氏）の関係を部分的ながら解明することができると期待する。今回は、十六世紀中葉の葛山氏が発給した判物、とりわけその内の一点の文書を重点的に検討するが、かかる作業が本稿の問題関心にとって持つ意義は、下記のごとくまとめられる。

すなわち、土豪の性格が国衆支配のあり方をいかに規定したか、また、その反対に、国衆の支配が土豪層にとってどのような意義を有するものであったかという問いを深める上で、口野地域の事例は貴重な知見を提供する点を指摘できる。植松氏に関しては、後述する通り、戦国期東国の土豪層の態様を示唆する素材として、既に多くの研究が存在し、その性格をめぐっても、これまで実に多彩な見解が出されている。しかし、いずれの研究も、関連史料の読み込み不足という問題を抱えていることもあり、葛山氏支配下の植松氏のあり方、および国衆と土豪層との関係の歴史的な性格に関しては、未だに正確な評価を下すに至っていない。ただし、逆説的に述べると、かかる課題を克服することで、本稿の問いについての一ケーススタディを提示し得る可能性を口野地域は秘めているのである。また、それは、近年の国衆支配に対する評価―戦国大名とともに、近世に連続する村を直轄保護することを第一の役割とする権力であったという理解―の可否を検証する営みにも繋がるであろう。

第二節 史料の概略

本節では、戦国期の口野五ヶ村に関する研究史を検討した上で、その課題を析出することとするが、行論の前提として、本稿の主要検討史料である天文二十一年付葛山氏元判物を最初に引用しよう。典拠は、『沼津市史料編 古代・中世』（以下『沼中』）である。

「史料1」 「植松文書」三二二号

口野之内尾高村事

一、山屋敷之事

一、百姓并小脇者事

一、納所之事

一、網渡之事

一、網舟之事

右、如親之右京亮時、多比村同前二可相計一、并五ヶ村棟別事、為給恩之内一五貫文二相定之間、如前々一可取之、町田郷左衛門二八、尾高増・手作共拾貫文、多比村之増五貫、合拾五貫文出之也、此外者其方可被致支配一、若此上令連乱一者、彼増之儀召返、於自余一郷左衛門二八可遣之条如件、

（朱割印―後印）

天文廿二壬子

四月廿七日

葛山氏元（花押）

植松藤太郎殿

差出の「氏元」は、戦国期葛山氏の二代目当主、葛山氏元である。そして、宛所の「植松藤太郎」は、先述の植松氏である。植松氏は、前節で述べた通り、口野五ヶ村を代表する在地有力者であったが、それと同時に、戦国期には、葛山氏、次いで北条氏のもとで給人・代官などの多彩な性格を有した中間層であった。植松氏は、葛山氏

の被官となつて以後、天文十九年（一五五〇）を皮切りに、地域権力の発給文書を数多く受理してゆくが、史料1は、その中でも、植松氏と葛山氏の関係性を示唆する好個の文書と言える。

従来から、史料1は―その内容の豊かさ・重要性のため―多くの論者の関心を集めてきた。しかし、本文書については、論者ごとに異なる解釈が並び立ち、その評価がなお確立していない。本稿は、かかる課題に克服する作業を通じて、戦国期中葉における植松氏と葛山氏の関係の歴史的性格を改めて検証するものである。

まず、史料の要略を整理しておく。一言で述べると、葛山氏元が植松藤太郎へ、口野尾高・多比両村の権益を安堵した文書である。権益の本身は、箇条文によると、①山屋敷、②百姓・小脇者（下層百姓カ）、③納所、④「網渡」、⑤網舟であった。また、藤太郎は、多比村でも同一の権利を付与された（波線部）。

四条目・五条目に関してのみ簡単な補足を行つておくと、「網渡」〔網度〕とは、建切網を廻らす漁場を意味し、「網舟」は、建切網漁（定置の带状大網を用いて魚類やイルカを捕獲する漁）に使用する漁船を指す。口野五ヶ村の場合、戦国期における網度の内実を史料的に復元したいので、ここでは、隣郷である伊豆国内浦（中世に西浦）長浜村の事例をもとに、この地方の漁場秩序を概観したい。戦国期から近世までの同村の地先海面には十帖の網度があり（漁場一ヶ所について二帖）。ゆえに長浜村の漁業はこの十帖（五ヶ所）の網度を拠点に行われたが、そこで建切網漁を実際に操業したのは、村内の五つの網組であった。各網組には六人の網子と漁船・漁具が附属したことが史料から判明する。¹⁵⁾

口野五ヶ村に目を戻すと、植松氏も、村落百姓衆の指揮を通じてマグロ・イルカ漁を操業する、漁業経営者の側面を有していた。¹⁶⁾ 加えて、内浦湾を代表する漁業であった建切網漁には網舟が必要であ

あったため、近世にも、網度所有権は、漁船所有権に付随する場合が多かった。¹⁷⁾ ゆえに、「網渡」（四条目）と「網舟」（五条目）も、漁撈操業権とそれに伴う漁場・漁船の所有権を、一体のものとして保障した可能性がある。植松氏は、漁業の経営と漁場・漁具の所有を実現する、津元（「村君」とも）的土豪層であったと言える。

第三節 先行研究

では、先行研究は、史料1をいかに読み解き、そして、植松氏と葛山氏の関係をいかなるものとして描写してきたのか。

(i) 永原慶一 史料1における尾高・多比両村の支配権は、本来、葛山氏から植松氏に付与されたものではなく、植松氏自身の手によつて掌握されてきたものであったが、植松藤太郎が葛山氏の軍役に列するにともない、彼の権利として正式に承認されたのであった。史料1において、尾高・多比両村の権利は、軍役衆の地位に付随する私的・小領主的権能として保障されているが、「網渡」・「網舟」などは、元来、植松氏が村共同体の中心に位置する村君（津元）であることによつて実現した権能と推測される。¹⁸⁾

(ii) 黒田基樹 植松藤太郎の父右京亮は、史料1以前に、多比村の諸権利を葛山氏から安堵された。また、藤太郎は、史料1で、尾高村内でも同一の権利を付与されたが、それは、植松氏と「町田郷左衛門」の間の競合関係を背景とした。また、五ヶ村の棟別役の内、五貫文も代官給として植松氏に給付された。史料1に見られる諸権限は代官の職務に附随したものであり、植松氏は、代官として多比・尾高の年貢・公事を徴発したのであった。加えて、植松氏の動向は、近世村役人の前提をなした。植松氏は、戦国期において、対領主交渉を行うとともに、近隣の土豪層との争いを展開したが、植松氏の対領主交渉は村請制村の権益の維持のために行われてお

り、また、土豪間の争いは、近世でも一般的に見られる百姓間の競合に過ぎなかったからである。村落組織の一員としての分限を逸脱した支配（「非分」）に及んだ場合、戦国期の土豪層は上部権力によって改易され、村で孤立したと考えられる。¹⁹⁾

(iii) 銭静怡 史料1に列記されている多比・尾高両村における諸権限は、史料1以前から植松氏が保有した職権であったが、この時に植松・町田両氏間の争いが起こったため、天文二十一年段階で植松氏に安堵された。ただし、植松氏が違乱を起こした場合、その権限は、町田氏へ改替されることとなった。また、史料1は、代官植松氏に指示された職務・職権規定と解釈することができ、例えば、五条目は、葛山氏元への年貢上納義務を指示した条文と言え、²⁰⁾葛山氏は、当該期、植松氏に代官としての役割を強く求めることで、自らの需要の――土豪層の力を利用した――充足を図った。

(iv) 水林純 藤太郎に保障された権益は、父右京亮の代に遡る権利であった。しかし、右京亮は、葛山氏の介在を受けることなく多比・尾高両村の支配を実現しており、植松氏は、史料1で初めて上部権力の影響を被った。また、史料1の定める権限は、植松氏の領主的権能に由来するものである。三条目の「納所」は、年貢上納義務を規定した条文ではなく、年貢収取権を安堵した条文である。ただし、植松氏が違乱に及んだ場合は、植松氏に給付された増分は没収され、他の権益は町田氏に付与されることとなった。²¹⁾当時、葛山氏は、土豪層の伝統的権利を自らの統制下に置き、かつ知行制の基盤とすることで、土豪層の自律性を縮減した。また、植松氏は、永祿年間に葛山氏の代官（上級権力の官吏）に任用されることで、従来の領主的性格を変質させられる結果となった。

上記のごとく、史料1に関連しては、実に多彩な見方が林立し、植松氏のあり方の根幹に関わる点で重大な見解の対立が見られる。²²⁾

ゆえに、史料1の理解によって、当時の社会への見方が左右される危険性がこの地域の研究には存在するが、裏を返すと、そこにこそ史料1の意義が存在するとも言えよう。特に、植松氏を独自の領主階層と見るか、上級領主の代官あるいは村役人と見るかの相違は、国衆と土豪層の関係を評価する上で重要であり、その前提として、史料1の精緻な分析は欠かすことができない。本稿は、かかる基礎作業を起点に、口野五ヶ村の歴史像に改めて光を当てて、では、上記の視座に立脚した場合、上述の先学はいかに評価すべきか。

結論をやや先取りするならば、筆者は、上記した諸論考はみな、戦国期における口野五ヶ村に関する歴史的評価と、それに至る基礎分析の点で、少なからぬ問題点を孕んでいると考える。まず、分析作業にかかる問題に言及すると、戦国期における国衆（葛山氏）と土豪層（植松氏）との関係性を見究めるためには、下記に列記する諸論点を検証する必要がある。すなわち、①葛山氏と相対した当時の植松氏は、口野五ヶ村でどのような地位と性格を有したのか、②葛山氏は、植松氏ら土豪層のあり方を踏まえつつ、いかなる役割を地域で担ったのか、③植松氏は、何故葛山氏権力を受容したのか、口野地域における土豪層のあり方と、葛山氏がこの一帯で果たした社会的職務は、いかなる連関を有したのか。これである。しかし、永原論文から近年に至る諸研究はみな、上記の①・②・③の回答を導くための前提作業、すなわち、史料1を始めとした文書の読解を充分な形で果たしておらず、課題が残されている。直近の成果である水林論文においても、分析の重点がどちらかと言うと、後の北条氏時代の実態究明に置かれていることもあって、葛山氏時代における根本史料の分析は不十分・不徹底なままに終わってしまった。葛山氏時代の口野地域のあり方を、徹底した史料読解を踏まえて、全面的に再考する余地があると言えよう。論点は多岐に亘るので、

詳細は本論で述べるが、既往の研究成果が積み残した実証的課題を丁寧にクリアする作業を通じて、国衆と土豪層の関係を詳細かつ説得的に描写することが第一の課題となる。

さらに、結論にも疑問は残る。永原論文は、口野五ヶ村の専論でないという事情もあり、国衆が口野地域（土豪層）において担った社会的職務の内実に関して、明確な答えを提起していない。また、葛山氏が―村役人職・代官職を梃子に―植松氏に対して及ぼす規制を重要視する黒田・銭・水林の各論文、葛山氏による給人植松氏の強力な再編成を指摘する水林論文は、植松氏の特権を、上部権力の権力意志（需要）ないし百姓成立の目的に服従する限りで許される官僚的（・給人的）役得とみるとともに、土豪層の―独自の在地支配者としての―自律性を否定的またはかなり限定的に評価する点で、共通した特徴を具えている。しかし、それは正確な理解であるとは思われない。詳しくは第五章・結語で改めて述べるが、そのような特徴を持つがゆえに、これまでの研究はみな、序で述べたテーマ―国衆と土豪層の関係性、就中、国衆権力が在地社会において担った公共的機能（社会集団の利害調整）の内実―について適切な評価を与えることに成功していなかったと推察されるのである。加えて、水林論文に至る既往の成果は、戦国大名北条氏の支配に主な関心を向けていることもあって、近年の国衆論を念頭に置きながら、口野五ヶ村から見える、葛山氏の社会的役割を再検証する作業を充分に行っていない。本稿は、その課題を克服すべく、史料1に見える、葛山氏・植松氏の関係性を丹念に復元した上で、それを、葛山氏の口野五ヶ村支配の全体の中に位置付ける作業を試みたい。

第二章 土豪層の権利の背景

最初に、史料1で規定されている土豪層の権利が持つ、歴史的な背景を問題とする。史料1で承認されている尾高・多比の権益は、元来土豪層にとつて、いかなる由緒を持つものであったのかという問題に、光を当てる必要があるのである。先述した通り、史料1が証書文書の性格を有する以上、葛山氏と植松氏は口野の権利関係を媒介に関係を結んだことが明瞭である。ゆえに、その権利の性格を深めることは、土豪・国衆の関係性を知る重要な前提と言えるが、この点についての検討は、既に研究史上でも幾分は果たされている。ただし、そこには見解の対立が見られる。「如親之右京亮時」文前から判明する通り、史料1に見える諸権益のいくらかが、史料1以前の時代（藤太郎の先代）から植松氏が行使してきた権利であることは明白である。ただし、その内実については、植松氏の旧来の権益を多比村のみに求める見解（黒田²⁸）と、尾高村にも及ぶとする見解（永原・銭・水林）が対立している。結論としては、筆者は後者を踏襲するが、先行研究においては、実証的・論理的根拠が必ずしも明示されていない。本節はこの点を再考し、植松氏の権利の性格―史料1で与えられたものか、それ以前からの権利か―を検証する。

第一節 「増」考

さて、第一に重要となるのは、史料1の実線箇所である。当該の部分によると、史料1の段階で葛山氏元が保障したのは、①町田郷左衛門が知行する、「増」・「手作」計十貫文と、②多比村の「増」五貫文、③そして、藤太郎の知行する「此外」であった。すなわち、町田氏と植松氏の知行区分を明確化するのが、史料1の眼目であった。なお、町田氏は、多比村の有力者として近世以降も

存続しており、当主は代々「郷左衛門」を名乗った。²⁴⁾

特に興味を惹くのは、実線部の「増」という文言である。ここで使用される「増」とは、葛山氏が新たに摘発した知行高（知行役の負担量を決定する際の基準となる、所領の定量表示）を意味する。要するに、ここからは、葛山氏が、尾高・多比両村の所領を史料1以前の時点である程度把握・認知していたこと、しかし、史料1の時期に至って葛山氏は、尾高・多比について—おそらく検地などの手段によって—既定の貫高を超える規模の土地の存在を関知すると同時に、それを町田氏に給与したことがわかるのである。町田氏に安堵された権益の内、尾高村の「手作」は、町田郷左衛門が自らの家内労働力を駆使して経営する手作地であったと考えるが、「増」と区別して記載されている点に鑑みると、町田氏が年来より支配し、葛山氏から認知されてきた本領という意味をも含んだ言葉であると判断できよう。すなわち、両村には既定所領と新確定所領の二つが混在したと言える。以上は、町田氏の所領に関することであるが、葛山氏が植松藤太郎の権益内容を指示するに当たり、彼の知行分を除外した残りに当たる町田氏の所領を、わざわざ尾高・多比両村の双方に亘って明記している点を考慮すると、植松氏の知行も両村に跨って存在したと推測することができよう。

では、植松氏に保障された権益は、新たに付与されたもの（「増」であったのか、あるいは、既定のものであったのか。この論点は、植松氏の諸権利の性格を考察する上で重要となるが、永原論文から現在に至る成果はみな、そのための本格的な分析を果たしていない。また、近年の水林論文は、「如親之右京亮時」・「如前々」文言がある事実のみを根拠に植松氏の特権が伝統的権利であったと主張した。しかし、植松氏の権益の中には史料1段階で新たに付与されたもの（尾高村）が含まれると述べる幾つかの先学（後述）に対して

は、有効かつ意識的な反駁がなされていなかった。加えて、尾高・多比両村に既定所領と新確定所領はいかなる形で存在したのか、また、それと土豪がいかなる関係を有したかという点についても、史料的分析は不十分であった。実際、水林論文は、第四章でふれる通り、植松氏の権益には「増」が存在したとも一方で述べたが（十四頁）、これは、上述の指摘（同氏の権益は伝統的権利）と矛盾しかねないものであり、主張内容に不可解な点を残してしまったと言えよう。「増」などの文言をもとに、両村の権益の内実を改めて検証し直す必要があると言わねばなるまい。まず、前提として実線部と箇条部の関係に目を向けるが、重要となるのは三条目である。本条には、「納所」（年貢）の規定が所見するが、それと実線部の知行区分とは関連することが予想されるからである。実線部と箇条文の関係を知る上では、「納所」の文言に注目することが先決である。

さて、実線箇条の内容によると、先述した通り、町田郷左衛門に扶持された分を除いた知行は、「其方」の「支配」分となっている。要するに、当該箇条を素直に読む限りでは、両村内の所領には、①町田郷左衛門に「出」された十五貫文、②「其方」の「支配」分の二種類しか理念上は存在しないのである。この点と関連づけると、三条目の「納所」が上記の①・②いずれとも無関係な規定であると推測する方が無理であろう。では、この「納所」は、①と②の内いずれか。結論として①はあり得ないので、②である。すなわち、葛山氏が植松氏に与えた両村の「納所」と、「其方」「支配」分（＝「此外」）は、同一の権利だったのである。氏元は、百姓・小脇者や漁場・漁船と「納所」をセットで保障したと言えよう。

第二節 植松藤太郎の権利の由来

では、両村において植松藤太郎が承認された知行分（「此外」）は、

増分であったのか。あるいは以前からの所領なのか。換言すると、両村の権利は、史料1の時に上から与えられたのか、または前代に遡るものであったのか―さらに述べると、植松氏の自力によって獲得されてきたものなのか―という問題が、気にかかるのである。鍵となるのは、波線箇所「如親之右京亮時」である。すなわち、藤太郎に安堵された両村の権益の内、一方ないし全てが父の代から葛山氏に認知されていた権利だったのであるが、多比村についてはそれに該当するのが明瞭である²⁶⁾。では、尾高村はどうか。「如親之右京亮時」の文言が、「多比村」(波線)のみにかかるか解釈するか、「口野之内尾高村事」(事書)にもかかると解釈するかによって理解が変わってくるのであるが、前者の場合、尾高の権利(箇条)は、史料1の時点で初めて葛山氏から植松氏へ給付されたこととなり、したがって、三条目の「納所」(尾高に限る)についても、史料1で新たに付与された得分(「増」となる。その反対に、後者の場合、「納所」を含む尾高の権利は先代から認知されていた権益となり、藤太郎の知行に「増」が含まれたとする見方は成立しなくなる。正解は、後者である。ここでキーとなる箇所は、箇条文であると考えられる。三条目の「納所」が「此外」と同義である以上(先述)、箇条文に記載された権利が新恩であるのか否かを確定することは、「此外」の知行(の内、尾高村の「納所」)が増分か否かを推測する作業に繋がるからである。この点に関して、本節はまず、箇条文の諸権益が、葛山氏元が植松氏に対して一から与え得る性質の権利であったのかという点に着目する。先行研究の内、黒田と銭、水林の論考はその考察を行っていないが、実は、永原慶二が重要な提言を行っている。永原論文は、「百姓并小脇者」・「網渡」などは土豪層が自力で獲得してきたものであって、本来は上級領主から与えられる性格の権利ではないとしたからである。永原論文はその根拠を特

に挙げていないが、右の指摘の当否を検証する上で参考になるのが、当該地域の漁業史研究が解明してきた下記の知見である。

(i) 建切網漁は、大量の漁船と人員、網度場を駆使するための高度かつ特殊な技術を要し、その技術は、津元(村君)と呼ばれる特定の土豪のイエが代々相伝した。また、津元を務める土豪層は、網度場の開発者の系譜を引く場合が多かった²⁶⁾。

(ii) 植松氏も、口野(近世に静浦)で、津元の地位を代々世襲した。植松氏は、建切網漁の操業に必要な用益を確保すべく、山を自己の影響下に置くとともに、網組に属す網子(漁民百姓)を自らの門屋敷に抱えた。その卓越的な地位は、明治期まで存続した²⁷⁾。

戦国期の植松氏が、口野五ヶ村の漁業を指揮するとともに、その得分の「三ヶ一」を、葛山氏元の時代よりも前から収取する権能を有したイエであることは、後に提示する史料2からも知られるが、上記に整理した先行研究の知見は、史料1の背景を推測する上でも示唆に富む。第一章でも簡略に述べたが、十六世紀の植松氏が既に津元の地位を保有したこと(四条目の「網渡」、五条目の「網舟」、また、地先海面に接する陸地(山地)とその下の屋敷地を一体的に所持する近世植松氏のあり方は戦国期にまで遡る可能性が高いこと(二条目の「山屋敷」)が、以上の内容から類推されるからである。加えて、建切網漁に従事する網組の漁師(網子)が基本的に村内の百姓であった点に鑑みて²⁸⁾、史料1二条目の「百姓并小脇者」も、植松氏との紐帯によって漁撈に従事した村民と考えられよう。

上記をもとに推測すると、やはり、植松氏は、建切網漁に関わる技能と生産手段を以前から保持するとともに、それらを媒介とした漁民とのパーソナルな関係を歴史的に構築していた蓋然性が高いと考えざるを得ない。元来駿東郡北部の領主であった葛山氏が、口野郷の生産・労働組織と直截の関係を結んできた存在ではないことは

明瞭であるが、その点から見ても、葛山氏が史料1に見える権利を土豪へ手ずから与えた可能性はあり得ない。葛山氏は、十六世紀の前半に駿東郡南部へ進出した際、土豪層が口野地域で行使していた権利を認知したと想定するのが自然であろう。

翻って、仮に、「納所」を含めた尾高村の権利が、史料1で新規に認知された権益であるとする、その背景として想定されるのは、①氏元が、かつて、町田氏など他の土豪に対して保障していた権益（箇条文）を改易し、それを植松氏へ改めて与えたか、②葛山氏が従来関知してこなかった尾高における広汎な権利を史料1の段階で初めて認知し、それを植松氏に安堵したかのいずれかとなる。

史料1による限り、尾高・多比両村の権益を分け合っていたのは植松氏と町田氏のみであるが、葛山氏が、町田氏に対して、本領を含む少なからざる量の権益を安堵・付与しておきながら、他方で、百姓から網場や網船に至るまでの慣習的権利をわざわざ没収の上、他者へ与えるのは奇異である。ゆえに、①の可能性は低い。翻って②の可能性も、史料の文脈上否定される。葛山氏がa口野五ヶ村の棟別の多寡を「前々」から認知していたこと、b植松氏の所持する津元的権益―多比村限定か否かは一旦措くが―を右京亮の時代から承認していたことから考えて、葛山氏が、口野五ヶ村の権利関係を承知していたことは確実である。口野地域と葛山氏の関係の由来は不明であるが、史料1と同年、氏元は多比村竜雲庵へ、「竜光院殿御印判之筋」に任せて棟別・諸役の免許状を発給しており、氏元の父氏広の時代には、口野五ヶ村との関係を有していたと見られる。³⁰ さらに決定的なのは、文中にある「尾高増」「多比村之増」という文言である。史料1で尾高と多比に新給が設定された事実は、それ以前に葛山氏が両村の古給を把握したこと
を明示するからである（水林論文は、葛山氏が口野地域の所領を最初に認知したのは史料1の時点としていたが、それは成立しない）。かか

る点に鑑みても、葛山氏が尾高における植松氏の広汎な権利を認識しておらず、史料1で初めて承認したというのは、無理な見方である。

以上から、植松氏が尾高村で行使した権利は年来のものであり、また、「納所」も同様に、尾高・多比の双方において、前代まで遡る権利であったと結論する。³¹ 要するに、「右如親之右京亮時」の後の文脈は、「右（尾高村の諸権益）を、多比村と同様に、父親である右京亮の時と同じように取り計らえ」と解するのが、妥当であろう。藤太郎に「増」を付与する内容の文言が記されていない点からも、植松氏が「増」を得たことを自明視するのは危険であるし、また、少なくとも、史料1における尾高村の権利が、それ以前の植松氏と無関係であったと想定するのが難しいことは確かであろう。上記の考察をもとに私見を述べると、下記の二点となる。

(i) 史料1の直前、葛山氏元は、何らかの経緯を背景として、尾高・多比両村内の増分を摘発した。氏元は、この増分を町田氏に付与したが、他方で、町田氏に対する扶持分を除く両村の伝統的な所領は、往古と同様に植松氏に保障した。実線部の「其方」「支配」分は、その内、三条目の中身を個別に指示した付帯条項である。

(ii) 植松氏は、遅くとも右京亮の代から、尾高・多比において、多彩な権利を行使したが、先述の知見を念頭に置くと、植松氏が、葛山氏元あるいは氏広の進出（国衆の「外庄」）によって、それらを付与されたという見方は困難である。葛山氏は、十六世紀前半に、口野地域への進出に伴い、「網渡」や「納所」、「百姓」などの支配を承認したと言えよう。両村の広汎な利益は、土豪層のイエによって多年に亘って行使されてきた権利であったが、植松藤太郎はまさにそのことを根拠として、史料1を獲得できたと考えられる。

では、多比・尾高で植松氏が行使した、史料1以前に遡る歴史的諸権利は、土豪層のいかなる地位に裏付けられたものであったか。

第三章 土豪層の権利の根拠

研究史上では、史料1を、給人・在地(小)領主の地位に基づく権限を保障したものと捉える理解(永原・水林)と、代官の地位に基づく権限を保障したものと捉える理解(黒田)とが存在している。この問題は、植松氏が口野五ヶ村で有した基盤の性格を知る上で、また、葛山氏が地域で担った公共的役割の内実を深める上で重要な論点であるため、本稿で再度検証する。結論をやや先取りすると、葛山氏権力は、口野五ヶ村において、土豪層の利害を調整する役割を担ったと考えるが、その内実を深めるためには、土豪層の利害を左右する基礎となる、彼らの権利の性格を第二章の論点も同様の意味で重要である―忽せにすることができない。以下、先行研究の実証的問題も検証しつつ、検討を深めよう。

第一節 「納所」考

最初に重要となるのが、史料1の三条目である。研究史上では、史料1が―国衆の需要充足を目的とした―植松氏の義務を定めた文書であったとする銭論文の見解があるが、その根拠とされるのが本条文だからである。先述した通り、本条における「納所」は年貢関連条項と言えるが、銭論文は、これを、葛山氏に対する植松氏の年貢上納を規定したものとするとともに、³²⁾それを論拠としつつ、史料1を、植松氏の代官的職務を定めた文書であると評価する。

他方で、銭論文への異論も存在する。水林論文は、「納所」には年貢納入場所および納入行為という原義から転じ、年貢自体を指す用法があることを根拠として、史料1の「納所」は年貢の所務を保障したものとし、もって植松氏は給人的性格を有したと述べる。結論を先取りすると、本稿は水林論文の解釈を継承する。しかし、

水林論文の場合、論証がきわめて不徹底に終わっていた。「納所」に「年貢」の用例があったとしても、他方で、「納所」の語義の一つに「納入」があることも事実だから、辞書的な意味を当てはめるだけでは、銭論文の批判として充分ではない。あくまで史料1の文脈に即して実証的・論証的に意味内容を見究めることが重要であろう。第二節でも述べる通り、水林論文は、両村の権利が代官職に基づく職権であったとする見解を批判的に吟味する作業も十分な形でなし得ておらず、基礎分析を改めてやり直す必要がある³³⁾。

まず「納所」の文言のみに着目すると、銭論文の理解も成り立つ余地がある。ただし、問題は、実線部と太線部の位置づけである。すなわち、前章で論証したごとく、「納所」は、実線部で指示される知行区分と不可分の関係にあるから、実線部およびそれと関連する太線部の文意を読み解くことによって、「納所」の意味も明確になると思うのである。注目に値するのは、植松氏と並んで両村の權益を保障されている町田氏に關しての規定である。町田氏に扶持された権利も、葛山氏への年貢上納義務を伴う権利であったのか。それを知る鍵が、実線部の「合拾五貫文出之也」である。これによると、葛山氏は、町田氏に「拾五貫文」を「出」すと述べている。これは、町田氏に知行を扶持することを意味するのは明らかである。それを傍証する素材は他にも存在する。太線部に注目したい。すなわち、この箇所において、氏元は、これ以後、両村で「違乱」が起こった場合、町田氏に付与した増分は「召返」して、自余のみを町田氏に「遣」すと述べているのである。「自余」とは、増分を除いた、それ以外の所領を意味する。要するに、「違乱」が発生した場合、増分を収公することであるが、裏を返すと、かかる事態が生じない限り、町田氏は、「増」を己の手中に収めることができるのである。収公した「増」を除外した分を「遣」すという表現も、当

該所領の知行を町田氏に扶持するという意味にはかならない。

上記によって、町田氏に扶持された権益が年貢上納義務を伴った可能性は否定された。では、他方の植松氏はどうか。結論として、植松氏の場合も、葛山氏に対する年貢上納義務を負ったことは史料1から読み取れない。実線部に視線を戻すと、「町田郷左衛門二ハ…（中略）…合拾五貫文出之也、此外者其方可被致支配」との記載がある。これを読解すると、「ア町田郷左衛門には、イ計十五貫を引渡します。aあなたは、bその他を支配なさつて下さい」となる（二重傍線部のアとa、点線部のイとbが各々構造的に対応する）。この場合、葛山氏元は、両者に所領を配分しているのであり、「出之也」（町田氏）、「其方可被致支配」（植松氏）という二つの文章は、葛山氏が給人に対して知行を認可するという、その限りでは同一の意味の事柄を、異なる言葉で表現したものにはかならない。ここに見える「支配」は、その主語が植松氏であること（「可被致支配」、町田氏について用いられる「出之也」との対比となつていることに鑑みると、分配ではなく、進退・領掌というほどの含意であろう。要するに、実線箇所の真意は、植松氏の知行を承認する点にあり、ゆえに三条目の「納所」もその意味で理解されるべきなのである。仮に「納所」が、葛山氏に対する年貢上納を意味するのであれば、郷左衛門に対する扶持分を除く貫高（実線部「此外」）は、葛山氏の蔵入とする内容の文言が記載されるはずであろう。つまるところ、尾高・多比から「納所」される年貢の所務を安堵することが本条の趣旨であり、葛山氏の蔵入地にかかる規定とは評価できない。

第二節 植松氏による尾高・多比支配の権原

では、植松氏は、なぜ、史料1に見える諸権益を取得できたのか。

参照したいのは、『沼津市史』の資料編が収載する史料解説である。そこでは、葛山氏が、植松氏・町田氏を代官に任じ、彼らに土地・人民の管理や年貢・諸役の上納を委ねたこと、史料1は、代官職の職権や給分をめぐる軋轢を裁くものであったことが指摘されている³⁶。しかし、それは適切な論証に裏付けられたものなのか。

実際のところ、葛山氏が口野五ヶ村の土豪を代官に補任したのは確かであり、また、その一人が植松氏であったことも事実である。それを示唆するのが、（永禄十二年）二月付葛山氏元判物である³⁶。この前年、葛山氏は、甲斐武田氏の駿河侵攻を受けて、今川氏から武田氏に寝返るが³⁶、それに伴い、植松氏は葛山氏から離反した。本文書は、かかる軍事情勢に影響される形で、葛山氏元が「植松右京亮跡」を橋本源左衛門尉に給付したものである。興味深いのは、「今度別而走廻之間、為新地彼跡敷申付也、但内浦代官之儀者除之也」の文言である。橋本氏に与えられた「植松右京亮跡」の内、「内浦代官」の職権は、給恩から除外されたという意味である。かかる記述からは、植松氏が以前に代官であったことが判明しよう。

では、史料1は果たして代官職に直截関連する文書なのか。この点を検証する上では、①植松氏と町田氏は、代官の職権を争い合う関係にあったのか、②葛山氏支配期における代官の職務および権限（恩典・給分）は、いかなる範囲のもとで設定されたのか（多比・尾高という小村ごとに設定される性質のものであったのか否か）を確かめる必要がある。しかし、史料1と代官制との関連を否定する水林論文もその作業は行っていないので、以下、検証してゆく³⁷。

まず参照すべきは、「増田文書」に伝存する北条氏禁制である。戦国後期の口野を領有した北条氏の制札で、「禁制 口野五ヶ村」の表題を持つが、「当手之軍勢甲乙人等」が「濫妨狼籍」に及んだ際は「死罪」に処すこと、手に余る場合は「旗本」へ「申上」るよ

う、「両代官」に指示している。当時、五ヶ村に郷村単位の代官が二人存在したこと、彼らが口野五ヶ村を代表して禁制を申請したことがわかる。³⁸一人は植松氏であったと推測されるが、いま一人は誰か。結論を述べると、禁制を伝存した増田氏と考えられる。増田氏は、江戸時代、植松氏とともに獅子浜村名主を務めており、本文書はその背景を指し示す史料として興味深い。この禁制が、北条氏が口野一帯を占領して間もない時期の文書である点に鑑みると、これ以前より、植松・増田の両代官制が存在した蓋然性は高い。では、代官の職務と恩典はいかなる形で設定されたのか。

〔史料2〕「植松文書」三六七号

〔端裏書〕
「五ヶ村へ立物仕置之御朱印」

定条々

一、江豚於立レ之者、不レ寄レ大小一如レ前々一三ヶ一出置事、
一、諸色之立物之儀、是も同前爾三ヶ一出置之間、如レ前々一水之上にて可レ請取一、但彼三ヶ一之儀者、至レ其時一上使之被官ニ為レ算可レ致レ所務一事、

一、小代官もらいの事、兩人是も如レ前々一出置事、
右条々、永無レ相違レ可レ致レ所務一、縦雖レ有レ横合之申様一、前々筋目を以判形を遣之上者、一切不レ可レ及レ許容一、然上者上使次二百姓中嚴加下知可レ致レ持一、其儀就レ無沙汰一者、雖レ有レ判形不レ可レ相立一者也、仍如レ件、

〔一五六三〕
永禄六
亥年

（葛山）

七月二日

氏元（花押）

植松右京亮殿

史料1から約十年後の文書で、氏元が右京亮（父の名跡を継いだ藤太郎の官途か）に宛てた判物である。内容は漁業にかかる規定が中心であり、①漁獲された「江豚」（イルカ）の内、三分の一を植

松右京亮が収取すること、②他の漁獲物についても、三分の一を右京亮が収取すること、③「持」（漁撈）を行うことを指示している。

史料2の場合、漁獲物の収取を植松氏に認めると同時に、それに対する他者の「横合」を禁圧する、権利証文の性格を有している。その意義に関しては、後に第五章の中で改めて言及するが、では、植松右京亮は、どのような地位に基づいて史料2を受理したのか。また、「三ヶ一」とはいかなる性質の特権なのであろうか。この点では最近の水林論文でも分析されていないので、ここで検討したいが、一つ鍵となるのは、波線部と点線部である。最初に前者を見ると、「小代官」「兩人」による「もらい」の収取特権が保障されている。小代官の詳細は不明であるが、小代官が兩人制である点に鑑みると、植松氏ら二名の代官を補佐する又代官であろう（前述の両代官制を想起）。したがって、本文書は、代官の職掌に関係するものであった可能性が濃厚であるが、その可能性を補強するのが点線部である。当該箇所を読むと、植松氏は、上使と百姓中に下知を加えた上で、「持」（漁業）を遂行するように命令されているが、上使（葛山氏の派遣した使者か）・百姓中と植松氏の関係を知る上で示唆的なのが、（永禄六年）葛山氏元印判状である。獅子浜村百姓中宛ての下知状であるが、ここで同村の百姓中は、イルカが回遊してきた場合、同村の百姓は、「代官」・「上使」とともにこれを「かりこむ」ように求められている。それゆえ、史料2で百姓中との協働を期待された植松氏も、代官職の一環として漁撈を指示された蓋然性が高い。⁴¹

また、当時の代官が郷村単位で設置されたことを念頭に置くと、植松氏が史料2において、五ヶ村レベル（端裏書）の漁業の操業を求められたことにも、納得がゆこう。「小代官もらい」が保障された事実を鑑みると、一条目・二条目の「三ヶ一」は、代官職の報酬を指すと思われる。北条氏時代に代官給は五貫文に定量化されるが、

それも、五ヶ村全体の漁獲収益から控除される定めであった（「五ヶ村津方之内を以、自当年被下」⁴²）。口野全体の漁業生産物の一部を代官に給与する慣習が長く存在したのであるが、この点も先述した代官の職務内容から見ると、自然なあり方であったと言えよう。

以上を踏まえつつ、史料1に目を戻そう。筆者は、下記に述べる諸理由から、本文書は代官制に直截関係するものではないと考える。まず、史料1の町田氏が代官である証拠がない点を挙げたい。仮に史料1が代官の権限・給分を配分した文書であるならば、町田氏は葛山氏の代官であったことになる。しかし、植松氏とともに両代官を務めた可能性があるのは増田氏であり、町田氏ではない。次に、史料1に記載されている権益の内容が、史料2によって説明された代官給の実質とかけ離れている点を挙げたい。すなわち、当該期の植松氏が就任した「代官」とは口野全体の代官であり、その給分に関しても、職権の及んだ範囲に相応しく口野五ヶ村で水揚げされる漁獲物の一部を控除する方式がとられた。しかし、史料1の場合、尾高多比の二ヶ村のみが問題とされており、また、権益も、百姓・小脇者の支配から網度・網舟の所有までを含む内容となっている。史料2の中身とは異質と言えよう。最後に、史料1の「納所」が、葛山氏への年貢上納義務を指すとの見方が成立しない点を挙げ得る（先述）。そもそも、史料1は、葛山氏の在地官僚制との関わりや、公役負担義務の伝達を明示する文言すら含まない。史料1を代官の職務規定とする見解は、何の論拠も持たないものである。では、史料1の諸権利はいかに理解するのが妥当か。網舟・網度を駆使し、村内の生業を統率する植松氏の姿は、先述の通り、津元・村君の名にこそ相応しいと言えるが、加えて、植松氏は、「百姓」「小脇者」を「相計」うのみならず、村内から生産される「納所」（年貢）を「支配」する権限を行使しており、史料1もその権利を全て承認

している。かかる史料1は、まさに所領安堵状と呼ぶのが適当であろう。尾高・多比における植松氏の性格は、村内の独自の一次的支配者、要するに、領主であると結論付けられる。

第四章 土豪間の闘争と葛山氏

以上、土豪層の権利の性格を検討したが、では、葛山氏が史料1を発給した背景は何か。また、葛山氏は、史料1を通じていかなる方針を表明し、それは、両村の諸権利といかに関係していたのか。この点は、葛山氏が口野五ヶ村で果たした社会的職務の内実を知る作業に直結するため、重要である。ここで注目に値するのは、黒田と銭の論考が、史料1発給の背景に、土豪同士の争いを読み取っている点である。結論を述べると、筆者も賛成である。ただし、その争いは具体的にいかなるものと考えられるのか（または考えられないか）、葛山氏は両者の争いをいかに処理したのかという問題については、黒田・銭のほか、水林の論文も考察を行っていないか、あるいは、誤読に陥っていたと思われる。以下、検証したい。

第一節 植松氏・町田氏間の矛盾

一つ鍵となるのは、史料中に登場する「増」の文言である。その意味は既に述べたが、戦国期、知行の「増」がしばしば大名による検地を通じて摘発されたこと、かかる「増」分の帰属をめぐって、在地小領主の間で熾烈な対立が展開される場合が多かったことは、既往の戦国大名研究を通して、広く知られている。実は、史料1が作成された当時、葛山氏も駿東郡で検地を実施していた。⁴³有光友學の成果によると、戦国期葛山氏の検地は全部で四例存在し、天文二十一年・弘治二年（一五五七）には、「柏宮内丞」および宝持院

に対して、「検地」・「地檢」によって確定した増分の一部ないし全てを扶持することを約束している。⁴⁴ 葛山氏の検地事例は一五五〇年代に集中するため、有光は、この時期、駿東郡北部から南部にかけて検地が実施されたと推測するが、この指摘を念頭に置くと、史料1の背景としては、およそ下記三点の可能性は指摘できよう。

(一) 葛山氏元は、史料1の直前に、口野郷で検地を実施した。その結果、尾高・多比に「増」が出来たが、その知行をめぐって、植松藤太郎と町田郷左衛門の間で相論が起った。葛山氏は、争いの収拾を目的として、史料1を作成した。

(二) 史料1が作成される以前、植松氏と町田氏の間で、尾高・多比両村の既定所領をめぐる相論が生じた。葛山氏は、その審理・仲裁を行うべく検地を行った。検地の結果出来た増分は町田氏へ給付されたが、自らの既定所領までもが町田氏に侵奪されることを警戒する植松氏の意向に配慮するため、氏元は史料1を作成した。

(三) 町田氏は、植松氏の所領の中に葛山氏元の認知していない未掌握田地があると密告した。検地を実施したところ、密告通りに増分が出来たので、町田氏はそれを自ら知行したいと愁訴した。ゆえに氏元は「増」を町田氏に与えたが、植松氏の意向を斟酌し、植松氏が知行する年来の貫高は継続して保障した。

ただし、いずれの可能性も決定的根拠を欠くと言わざるを得ない。筆者は、史料1の主眼が、植松氏の年来の権利保障であったという理由によって、(一)ではなく、(二)・(三)の可能性が強いと思うものの、⁴⁵ 証拠の欠如に鑑みて、最終判断は後者に委ねることとし、今回は上記の可能性を提示するに留めたい。しかし、他方で筆者は、確実な事柄として、下記の点は重視したい。すなわち、いずれにしても、史料1の背景には、村内の領主権をめぐる土豪間の争いが存在した蓋然性が高いという事実である。その根拠が、史料中の「若

此上令違乱者」という文言である。この箇所において、葛山氏は、両村で「此上」違乱が起った場合、増分を没収すると命じたのであるが(「違乱」の主体については後述)、ここからわかる通り、氏元は、尾高・多比両村の権益を、「違乱」を惹起するものであると認識していたのであるが、この文書が植松氏・町田氏の知行区分を伝達した文書であること、「違乱」に対する罰則として給恩の収公が規定されていることを念頭に置くと、氏元という「違乱」は、文書の給恩規定に対する背叛を指すのであろう。植松氏と町田氏の間「違乱」を想起させる対立が存在したことは確実と思われる。

また、この点を考える上では、町田郷左衛門が尾高・多比両村の「増」を取得している事実も興味を惹く。戦国期の駿遠において、「増」の知行給付―分限に応じた軍役・公役を負担する対価として、領主権の公認と軍役衆への身上がりというメリットを得られた―を大名に求める名主・給人が多く存在したこと、また、「増」をめぐる彼ら同士の相論―既定所領を持つAと、大名が未だ掌握していない隠田・定量得分がAの所領内に存在することを大名に申告し、かつ自らその知行を願うBとの争い―が頻発したことは、既に多くの論者が指摘するところである。⁴⁶ 史料1に即して見ても、植松氏の権利が、「如親之右京亮時」・「如前々」などの表現を付しながら、念入りに保障されているのは、両村に旧来の権利を持つ植松氏が、町田氏の勢力拡大を警戒したためであろう。それまでの「手作」に加えて、尾高・多比両村での「増」知行を公認された郷左衛門が、その権力基盤を拡充し得たことは疑いないからである。こうした、町田・植松両氏をめぐる一連の動きは、土豪層の所領保全(獲得)欲求を背景として想定しない限り、到底理解し得ないものである。史料1は、かかる事態に対する対応として出現したと言える。

第二節 葛山氏の裁定

では、上記の対立関係を契機として作成された史料1を通じて、葛山氏はいかなる方針を表明したのか。ここで注目に値するのは、銭論文の見解である。銭論文は、文中太線部に関して、①植松氏が「違乱」を起こした場合、その権益は、町田氏に付与されるという留保が付けられたこと、②「違乱」は、植松氏が代官の職務、具体的に「納所」(年貢上納)を怠慢する行為であったことを述べる。なお、水林論文も、植松氏が「違乱」を起こした場合は、その権利(葛山氏から植松氏へ恩給された「増」)を没収されたとする。

しからば、上記のような見方は妥当なのか。結論から述べると、銭・水林の論考における史料解釈は、現時点で改めて吟味するに、成立し得ないと評価される。太線部の意味については既述したが、改めて注目したいのは、「若此上令違乱者、彼増之儀召返、於自余郷左衛門ニハ可遣」の部分である。ここで葛山氏が「違乱」を起こす当事者として想定しているのは、果たして植松氏なのか。筆者は、植松氏ではなく、町田氏であると見て間違いないと考える。以下、そのように考える理由を説明してゆくが、究極の根拠は、「召返」の対象とされているのが「彼増」であるという点である。尾高・多比両村の権利が、町田氏に給与された「増」と、その他の既定権益に大別されることは既述したが、「彼増」の「彼」も、町田郷左衛門の取得した「尾高増」・「多比村之増」を指示する文言であると考え、問題はない。「彼」は通常、文中で前にふれた事柄に言及する場合に使用される。要するに、収公の対象とされているのは、町田氏側の知行なのである。この点を敷衍すると、「違乱」を起こす主体として想定されたのは町田氏であるという見方も、道理に適うであろう。仮に町田氏が植松氏の権益を押領(違乱)したと想定するならば、葛山氏が、その罪科として、彼に付与した「増」を没収し

(「増」は葛山氏の蔵入)、「自余」のみを町田氏に与えることは、必ずしも不自然ではないからである。この場合の「自余」は、町田氏に与えられた「拾五貫文」の内、「増」を除いた残りの知行、すなわち、「手作」を意味しよう。⁴⁷なお、右の解釈に立った場合、植松氏宛ての史料1に町田氏の罰則規定が何故記されたのかという疑問が浮かぶが、史料1が本来植松氏に向けた権利証文であり、さらに、尾高・多比の知行の内訳を指示した文書でもある点を想起すると、「若此上令違乱者」に後続する文は、下記の意図を含むものとして理解できよう。すなわち、①尾高・多比で今後違乱が生じた場合、葛山氏の直轄領を新たに設定する旨を、給人の一人である植松氏に明示すること、②町田氏が「増」分の恩恵に飽き足らず、植松氏に安堵された古給を略取しようとした場合、かかる違乱を容赦しない姿勢を表明して、植松氏を懐柔すること、これである。

念のため、「違乱」の主体が植松氏である可能性に立脚した検討も行っておこう。仮に、「若此上令違乱者、彼増之儀召返、於自余郷左衛門ニハ可遣」を、植松氏の「違乱」を抑止するための威嚇文言と理解した場合、この部分の解釈は、「もしこの上(植松氏が)違乱に及んだ場合、かの(町田氏の)増分は没収し、自余を郷左衛門には遣わす」という含意になる。この場合、「自余」は、増分を除いた、両村全ての知行を指す。すなわち、植松氏の知行を没収した上で、それを町田氏に付与することを言外に意図した文言と解釈される。そのように解さなくては、威嚇文言の意味をなさないからである。⁴⁸ただし、この解釈には難点がある。「違乱」に対しての懲罰として、何故に「増」が没収されるのか、説明が困難だからである。勿論、給人同士の相論に当たって、上級領主が係争物件を収公し、双方の痛み分け(中分法の発展形態)を図る可能性はある(論ずる物は中から取る)。しかし、その法理を史料1に適用できるか

は別問題である。一つ目の疑問として、仮に史料1を、「両成敗」的な裁定を想定したものであると仮定しても、果たして、上記の規定が植松氏の主観的平衡感覚に配慮した方策と言えるか、不審である点が挙げられる。すなわち、史料1の場合、植松氏の権利は全て敵方である町田氏に与えられることになるわけであるから、それは植松氏から見ると、何も得するところのない裁決と言うほかない。⁴⁹ そのように、父祖以来の権利を全て他家に奪われた植松氏の遺恨を、「増」分の蔵入地化というほどの方策で取り除くことができるのか、いささか疑問に感ずる。二つ目に、より根本的な不審として、違乱の主体が植松氏であると仮定した場合、何故町田氏の恩領が否定されるのかが疑問である。この場合の町田氏は、植松氏の押領による明確な被害者なのであるが、被害者に対して給恩没収の懲罰がなされるという事態は、理解困難と言うほかない。以上から、「違乱」の主体を植松氏と解釈する見方は成り立ちがたいと結論する。町田氏が「違乱」を行った場合、彼に付与した恩典は白紙に戻し、権利関係を旧態に復す（町田氏は史料1以前からの「手作」のみを知行）ことを意図したものとする解釈が妥当であろう。

ただし、葛山氏は、町田氏に対して単に一方的・強圧的な姿勢で臨んだわけではない。史料1の裁定を通じて、郷左衛門が「増」の給恩を取得できたことは確かであるし、加えて、史料中の「於自余郷左衛門ニハ可遣」という文言も、その点を示唆するものである。この箇所からは、葛山氏元が「違乱が起こった場合にも」「手作」部分は継続して知行することを郷左衛門に対して認めていた事実が判明するからである。要するに、恩領以外の所領を没収することを葛山氏は想定していなかったものと推測される。「手作」を始めとする直営田・本領が中世在地領主によるイエ支配の根幹をなしたことは常識の範疇に属するが、葛山氏は、「増」を究極的に自らの所有

物と位置付けたのに対して、かかる「手作」の領域まではその手中に収めることが叶わなかったものと評価できよう。上記の分析内容を念頭に置いて私見を整理すると、以下の通りとなる。

(i) 植松・町田両氏の間には尾高・多比の所領をめぐる争いが存在し、その結果、町田氏が新恩を勝ち得た。他方、争いの調停者葛山氏は、「増」分を町田氏に宛行う一方、植松氏の旧来の村君的・領主的権能も明確に保障し、植松氏の利害に配慮した。

(ii) 史料1に所見する「違乱」を、代官の職務怠慢を含蓄する言葉と理解する見方は成り立つ余地がない。史料1が、尾高・多比両村の知行区分を規定した文書である以上、「違乱」は、葛山氏元の争訟裁定を粗略に扱う行為、すなわち、葛山氏によって公認された給人知行の押妨を意味すると理解するほかないからである。

(iii) 葛山氏は、町田氏が「違乱」を起こした場合は、町田氏に与えた「増」を収公することも規定した。葛山氏は、植松藤太郎の所領保全欲求（町田氏の所領侵略阻止）に依って、上記の罰則規定を設けたと思われる。ただし、その場合でも、町田氏の「手作」は収公される定めとならなかった。葛山氏は、植松氏・町田氏双方に対して、年来の権利を尊重する姿勢は崩さなかったのである。

第二章・第三章の知見も加味して、本章で明らかになった事実を整理するならば、それは、下記の通りとなる。尾高・多比両村の植松氏の権益は、父祖より相伝した多年領掌的権利であり、かつ、独自の村落支配階層（領主）の地位に基づく権利であったが、戦国中期、そのような権益をめぐる、土豪同士の争いが展開された。史料1は、彼らの主張を斟酌した上で、その利害を調整することをメインの目的として作成された。これである。

第五章 国衆・土豪関係の再考

では、以上のことを基礎として、国衆は土豪層にいかなる対応で臨み、また、口野五ヶ村に対してどのような役割を行使したのか。そして、そこには、国衆・土豪層の間の関係性が、どのような形で表現されているのか。この点を最後に検討しよう。

第一節 葛山氏の口野支配と代官

まず念頭に置く必要があるのは、史料1が、葛山氏発給文書全体の内の一部に過ぎないという点である。要するに、本史料の意義を精確に捉える上では、この地域の他史料も念頭に置きながら、口野五ヶ村の状況全体の中に史料1を位置付ける作業が必要なのである。換言するならば、当該期の口野を取り巻く歴史的コンテクストとの関係から、史料1の内容を評価する試みが不可欠であろう。

殊に留意すべきは、植松氏が代官職にもあったという点である。ゆえに、当該期における土豪層と国衆の関係を評価するためには、植松氏の二面性―領主（一次的支配者）と代官（領主の官吏）―を総合的に把握する必要がある。しかし、葛山氏が上級領主として口野五ヶ村に賦課した役に関しては、銭論文や水林論文においても十分に整理されているとは言えないので、以下検証したい。

『史料3』「久住文書」『沼中』三三四号

口野郷之内江浦へ着岸伊勢船之儀、其外雖^レ為^二小舟^一、於^二諸商
 売^レ不^レ可^レ有^二横合^一、并問屋之儀も申付上、代官かたへ礼等之儀
 者、可^レ為^レ如^二前々^一、但於^レ有^レ役者、此方へ可^レ致^二沙汰^一、若
 依^レ打^二鉄錠^一者、代物以^二式拾疋^一可^レ致^二浦祭^一、此上代官・百姓
 若有^二兎角義^一者、為^レ先^二彼判形^一、可^レ相断^二之状如^レ件、
 弘治^三三^二巳^一

三月廿四日

楠見善左衛門尉殿

葛山
氏元（花押）

郷内の一村である江浦村の有力家久住氏に伝来した葛山氏の発給文書である。これによると、葛山氏元は、江浦村へ着岸した伊勢船・小舟との諸商売および問屋営業にかかる権益を、楠見善左衛門尉に承認している。伊豆半島沿岸が太平洋海運の要衝として、伊勢国を出発した船舶の入港先となっていたことはよく知られているが、久住氏は、それを相手とした商売や、物資の荷積・取引仲介などを生業とする流通業者であったと推測されよう。「不可有横合」、「此上代官百姓若兎角義者」の文言から見て、善左衛門尉は、自身の商売・問屋営業が第三者によって脅かされることを警戒したために、上部権力による特権保障を求めたものと評価できる。

注目に値するのは、傍線部の箇所である。これによると、氏元は、「代官」への礼金を「前々」のごとく支払うこと、他方、久住氏に賦課される「役」については氏元に納入することを、善左衛門尉に通達している。すなわち、葛山氏は、弘治三年よりも以前の段階（「前々」）から口野郷に代官を置いていたこと、そして、諸商売・問屋営業を許可する見返りに、何らかの公役を久住氏から收取した点がかかるのである。かかる点からは、葛山氏元が、口野の海港で展開される商業・流通を管理・統制する動きを見せていた事実が、浮上してくる。そして、代官も、葛山氏権力を後盾にすることで、湊で産み出される一定の利権を我が物にし得たのである。

史料3の内容から、葛山氏とその代官が、海の商人から得られる果実を、「役」ないし「礼」の形で手中に収めていたことを確認した。他にもこの時期、葛山氏が口野五ヶ村に対して、軍役以外に様々な諸役を賦課していたことは、他の史料からも浮かび上がってくる。例えば、永祿九年（一五六六）十二月七日付の葛山氏元印判状を参

照すると、葛山氏元は、口野郷全体について合計五人の陣夫役を賦課しており、陣夫の提供を「難渋」するのは「曲事」であること、陣夫役を「無沙汰」した場合は「質物」を取ることを通達している。加えて、葛山氏の口野支配を考える上では、第三章で引用した史料2も無視し得ない。史料2は、植松右京亮に対し、彼自身の給分と小代官給を保障した証書であるため、葛山氏による役賦課の実態を窺える文言に乏しいが、この時期、葛山氏が口野五ヶ村において、漁業の「拵」を指示する旨の文書を発給している点を考慮すると、葛山氏は、口野地域の建切網漁を対象に、一定の公役を賦課したと言えよう。史料2の場合、詳細は不明ながら、植松氏の権益である「三ヶ一」や「小代官もらい」などを除いた漁業収益を、葛山氏は、自らの公事体系の中に包摂した可能性が考えられる。

以上、数少ない史料を検証したが、十六世紀中葉、葛山氏元は、口野地域において、商売役と陣夫役、加えて、漁撈にかかる公事を賦課した可能性が浮上した。その他に、葛山氏が、旗下の土豪層に軍役負担を求めたことや、五ヶ村の棟別役を収取したことも、知行宛行状や、史料1、寺社宛ての安堵状から知ることができる。要するに、口野郷に諸役を賦課する主体であった点が判明しよう。そして、代官は、葛山氏が物資集散の拠点である港湾などを中心に在地掌握を志向する中で、その支配業務を支えたと推測されよう。

第二節 土豪層と国衆の関係

では、土豪層と国衆との関係性、および国衆権力が口野五ヶ村で担った役割は、全体としていかなるものと評価できるか。

(一) まず一点目として、口野地域の土豪層が、葛山氏を自らの上に君臨する〈公〉として受容してゆくこと、これは確かである。史料1が作成される発端を作った一人である町田氏は、先述の通り、

検地ないし「増」分摘発を通じて、自らの権益を拡充しようとした可能性が、明らかに濃厚である。町田氏は、「増」の分限に応じて、軍役を一層多く葛山氏に提供したのであろうし、それは葛山氏の権力基盤の拡充に繋がったことは言うまでもない。翻って、植松氏も、自らの権益を守るために、葛山氏の後ろ盾を得た。土豪層の一連の行動は、国衆権力を在地社会へ呼び込む役割を演じたと言えよう。葛山氏の上級領主としての性格は、葛山氏が軍役のほか、棟別役や陣夫役、商売役などの公役を賦課した事実から明確である。

(二) ただし、ここで注意する必要があるのは、葛山氏元の下、土豪層が所有した領主的権利は否定されたのかという論点である。答えは否である。現在伝存する葛山氏発給文書を通覧する限りで、葛山氏が、口野五ヶ村の領域をことごとく蔵入地に包摂し、年貢の所務を全て我がものとした痕跡は窺えないからである(そもそも、葛山氏元による年貢収取の事実を明示する史料が管見に入らない)。残存史料の制約上、口野地域における給人領と直轄領各々の比重は明らかにできないが、尾高・多比両村において、植松氏と町田氏が年来の所務を実現したこと、彼らが当該期、一定の公事を賦課する権限を有したことは確かである。また、後の北条氏時代のように(後述)、彼らの所領が、公儀へ役を負担する限りで所持できる反対給付(違背した場合は収公)に転化したことを示唆する史料もない。

加えて、葛山氏時代末期に至るまで、土豪層の知行は口野各村に分布し続けたと推測される点も見逃せない。参考になるのは、永禄九年(一五六六)に葛山氏元が、五ヶ村の百姓中と上使に送付した印判状である⁽⁵⁷⁾。口野に賦課された百姓夫役の「渡方」を通知した文書で、計五人の「陣夫」の負担を「百姓中」・「上使」に命ずると同時に、「難渋」を禁ずる内容となっている。文面によると、陣夫は給人から「渡」される定めだったようである。例えば尾高の場合、

給人は(植松)「右京亮」であり、史料1との強い関連が窺えるが、他に、江浦の植松小次郎、獅子浜の町田甚十郎・橋本内ミ、多比の「小者衆」(植松氏らより下位の武家被官・奉公衆であろう)、田連の富永河内守が、各々「老人」の現夫を徵用される決まりであった(「獅子浜」の場合、夫錢)。彼らの多くは、名字のほか、官途名や受領名を名乗る侍身分であり、葛山氏元に被官化した軍役衆と見て間違いないが、彼らは、各々の知行・給分ごとに定量化された百姓夫役(労役夫)を提供するよう求められたのであろう。

(三) さらに、筆者が目に向けたのは、国衆権力が在地社会で受容されてゆく契機である。前述したごとく、史料1が作成された背景には土豪同士の争いが存在したのであるが、そこで、土豪層の旧来の権利が争いの焦点となったと考えられる点は一層注目されてしかるべきである。町田氏の場合は「手作」がそれに該当するが、翻つて、植松氏に目を向けても、史料1で植松藤太郎が保障された諸権利は、第二章にて既に論及したごとく、植松氏が「前々」から有していたと思われるものだからである。具体的には、「山屋敷」、「百姓并小脇者」、「納所」、「網渡」、「網舟」がそれである。勿論、その権利が、葛山氏の知行制を介して保全されるようになった点、葛山氏の権力が比較的及びやすい領域(増)が設定された点は、新たな歴史段階を示唆する現象と言えようが、葛山氏が、植松氏や町田氏の伝統的権利を尊重する姿勢を崩していない事実は、国衆の土豪層に対する姿勢の根幹を知る上で重要である。

以上は史料1に即した考察であるが、他方で、史料1から見える国衆・土豪層の関係性(土豪層が国衆に対して及ぼす「下からの」強力な規制)がその他の事例と無関係であったわけではない。史料2に注目したい。一見すると、これは、葛山氏が自らの権力意志を代官へ下達した行政文書であるように思えるが、実はそうではない。

史料2は植松氏の「前々」の得点を保障したこと、それは植松氏の所務の押妨を抑止する意味を有したことがわかるからである(二重傍線箇所)。代官給の規定である史料2の場合、葛山氏が植松氏の所務を「持」(代官職)の対価とするとともに(点線部)、その分量の厳密化を図っている点は、国衆権力による土豪層の一定の規制を示唆するものであり、史料1との相違として重要である(二条目)。しかし、史料2の箇条書が、全て代官植松氏および小代官の旧来の特権を承認する趣旨に彩られている点を見ると、直近では水林論文において(一八頁)、古くは永原論文において(九七頁)既に指摘がなされているように、本史料は、植松氏の意向を受ける形で作成された、紛れもない権利証文であったと言えよう。おそらく、史料2の主眼は、植松氏および小代官の「前々」の得点を「横合」の被害から保護する点にあり、それは、植松氏の運動を契機としたものと考えて間違いない。

上記のことに加えて、本稿がさらに注目したいのは、葛山氏元が口野五ヶ村の諸勢力に宛てた文書計八点の内、土豪層あるいは在地寺院を宛所とした文書の全て(六点)が、彼らに特権を付与または安堵した権利証文であるという事実である。この点は先行研究で検討の俎上に載せられていなかったもので、以下に詳しく述べるが、右記の文書計六点の内、二点は知行宛行状であり、植松氏に参陣の恩賞「千疋」を与えた天文年間の宛行状と、植松氏が葛山氏から離反した永禄末、植松氏と同じく獅子浜村の有力者と見られる橋本源左衛門尉に「植松右京亮跡」の「参拾貫文」を与え直した宛行状からなる。後者の作成された永禄十二年(一五六九)は、甲斐武田氏の今川領(駿河)侵攻と、それに伴う葛山氏元の武田氏への内応という混乱が駿東郡にもたらされた時期である。本宛行状も、かかる事情との関連から理解すべきであるが、文面には、「右、今度別而走

廻之間、為新地彼跡敷申付也」とあり、文書発給の裏側には、橋本氏の「走廻」という土豪側の主体的軍事行動があったこと、「彼（植松右京右京亮）跡敷」は、その行為に対する褒美であったことが判明する。その背景には、獅子浜村という同一地盤に本拠を置く土豪同士の競合状況が想定されよう。

他方で一層興味深いのは、在地勢力の「下からの」動きに応じて文書が作成される傾向は戦時固有のものではないという点である。史料2と、天文二十一年（一五五二）竜雲庵宗玄宛判物、および、史料3に注目したい（発給文書六点の内、右の知行宛行状二点と、史料1を除く三点）。史料2は先述の通り。二点目は、「竜雲庵棟別諸役之事、令免許畢、竜光院殿御印判之筋依有之」とあるように、竜雲庵の不入権を旧例に任せて安堵した文書である（諸役不入権の代償として特定の公役は賦課されていない）。史料3は、久住氏の「商売」への「横合」、「代官・百姓」の「兎角」の禁制と、久住氏自身によるその執行、すなわち自救行為（「為先彼判形、可相断」）を指示する。「諸商売」は、代官への「礼」と同様「前々」のものと考えて間違いない。要するに、これらは全て、自らの在来的権利の維持を希求する在地有力者の運動を背景として考えない限り、到底理解できない史料なのである。以上のような文書群を見渡した時、筆者は、葛山氏権力の一種の「受動性」を感じざるを得ない。証書文書の申請から取得・執行に至る手続が受益者側の能動性を基礎に開始されるという、「中世文書の当事者主義」は、戦国期にも重要な意義を有したというが、口野地域の場合も同様であった。そして、それは、この時代の国衆と土豪層が互いの間になお深い緊張関係を孕んでいたことの証左でもあったのである。

以上に鑑みて、国衆が口野五ヶ村に影響を及ぼす際の契機とは、自身の年来の権利を往古から変わりなく維持しようとする土豪層の

意向に応え、彼らの利害を調整する点にこそあったのではないか。裁許文書の色彩が濃い史料1は、土豪同士の対立が殊に先鋭化した結果、争訟に発展した事例と推測されるが、かかる対立の争点に、父祖の代に遡る多彩な領主的・村君的権利が存在したことを念頭に置くと、史料1も、先に検討してきた口野五ヶ村の諸事例と歴史的文脈を同じくする一齣と考えることができよう。植松氏・町田氏の間の争いの裁定は、そうした、国衆権力が土豪層に対して果たした利害調整機能の一つと見るべきである。土豪層の基盤をなす在来的権利と、それへの第三者の侵害を除去しようとする土豪層の運動、そして、その動きに規定された国衆の文書行政、これが当時の口野五ヶ村を特徴づけるポイントであり、本稿の重視する点である。

（四）右記に整理した口野五ヶ村の構造は、既往の研究では充分自覚されてこなかったものと言えるが、これまでの分析を踏まえた場合、先行研究はいかに評価すべきか。まず永原論文は、植松氏の領主的側面に注目した点で重要であるものの、土豪層の動きが国衆権力にいかなる性格を打刻したのか、また、国衆は土豪層に対していかなる役割を担ったのかという点は明確に論じておらず、課題を残したのであった。では、黒田・銭の論考はどうか。前者は結語で総括評価するので、まず後者のみ言及するが、銭論文は、葛山氏が植松氏を自らの在地支配体制に組織した点を最重要視する。確かにその一面があることは事実であるが、他方で、土豪層に対する規制の強さを一面的に評価し、国衆権力を実態以上に強大に描いている感みは残る。土豪層の自律的基盤と、彼らが国衆に対して発揮した対抗的側面を正当に認識する必要がある。

翻って水林論文は、植松氏が具えた領主的性格を指摘する。水林論文の場合、結論に至る論証が不徹底であったため、本稿において史料分析を改めたのであるが、右の指摘自体は正当なものであった。

ただし、永祿期における代官職確立に伴い、植松氏の性格が大きく変質させられたとした点はどうか。代官職の設置が弘治年間以前に遡る以上、永祿年間の画期性を殊更強調するのは不適であったが、加えて重要なのは、土豪層の知行が葛山氏末期まで存続したこと、また、国衆権力が口野五ヶ村の収取体系をことごとく我が物とした痕跡はない点である。史料2などの文書によっても、当時の葛山氏権力が土豪層の性格を抜本的に再編したとすることは困難であり、水林論文の評価は行き過ぎであったと言える。そして、一層注意を要するのは、国衆が土豪の支配権を改易する権能を有したという、史料実証上、誤った評価に陥っていた点である。水林論文は、土豪層の自律的性格を評価する立場を表明したのであったが（一五頁）、その姿勢は、本稿の分析から明らかな通り、今日継承すべき価値を失っていない。他方、水林論文では、右の視点と、分析の結果辿り着いた結論の間に齟齬が生じていたように思われる。水林論文は、土豪の領主的権利が国衆の行政目的（治安維持）に反しない限りで認められる留保付権限とされたことを強調し（違乱の場合は没収）、もって、国衆の上級土地所有権が圧倒的な優位を築いたと評価する格好となったからである。しかし、実際には、土豪層の根本基盤が国衆による家産制支配の論理に従属した痕跡は窺えない。

先行研究の想定と異なり、葛山氏は、自身の権力意志を通じて、土豪層の権利を根底から再編成するに至らなかつたと考えられる。当時、国衆権力の容喙を簡単には許容しない土豪層の自律的世界は、なお広汎な裾野を有したというのが事実であろう。

結語

1 研究史の再考

本稿の要点を端的にまとめると、それは、自らの本拠支配をなお頑強に持続せしめようとする土豪層の姿、および彼らの運動に強く規定される国衆支配の性格ということになる。葛山氏が担当した公共的役割の本質、それは、土豪層の広汎な権利承認要求に応え、彼らの利害の調整を図る点にあったからである。

右のことは、序でふれた黒田基樹の国衆論にも再考を迫るものと考えられる。黒田は、国衆の役割を社会集団の利害調整に求めており、その限りでは筆者も賛成である。ただし、問題はその中身である。口野地域の史料の中で抑止が図られているのは、全て土豪の権利に対する第三者の侵害であり、黒田が重視する村落間紛争ではない。植松氏と町田氏の紛争にしても、彼らは、尾高・多比両村における諸権利の―自らへの―配分をめぐる争いを展開したのであって、尾高・多比、いずれかの共同体の村民意思を代表する立場で相論に参加したのではないこと、言を俟たずである。

一層詳しく検討しよう。黒田の国衆論において、土豪層の固有の位置が不明瞭である点は序でふれたが、改めて黒田の口野に関する論文を見ると、ここでは、土豪層に対する独自の支配階層としての評価が乏しいことに気付く。すなわち、土豪層の役割は、「村の成り立ち」保障（公儀に百姓役を務める職能団体の体制的保全）とされ、植松氏は村落組織を代表する村役人（在村の官吏）として葛山氏と交渉し得たと位置付けられるのである。これは、国衆権力の意義を村の自治・治安の維持に求める黒田の国衆論（先述）と、相即的な理解であると言える。確かに永原慶二も推測する通り、植松氏が村住人の指導者の一面を有した可能性は強い。植松氏は、当時

口野の小村単位で管理・把握されていた生産財に吸着することで、自らの経営を実現できたからである（史料1の諸権益のほかに、史料3の「商売」も、尾高・多比や江浦など村単位の権利である）。土豪が、村落祭祀の支援を通じて、百姓層の精神的紐帯を維持した可能性も史料3から窺えるし、土豪による権利の確保は、彼らの支配下の百姓衆を庇護する結果をもたらしたであろう。

しかし、現実の生活世界において土豪層が村落百姓と密接な協働関係を築き得たことと、土豪層が村役人としての資格によって上部権力と交渉したことを混同してはならない。要するに、ここでは、口野郷の土着の有力者は―自らが本拠を置く―在地における独自の支配階層・領主階層として対国衆交渉を展開したのか、はたまた、百姓役を体制的に負担する被治者身分の代表として、対国衆交渉を展開したのかが問われなくてはならないのである。問題は次の二点である。①土豪層は、百姓身分の代表的地位を通じて、国衆による特権保障を享受したのか。②植松氏が百姓成立の行政目的に反した私的支配に及んだ場合、その特権は改易される定めであったのか。まず①について。土豪層が葛山氏に軍役を提供した証、すなわち、彼らが侍身分であった事実を明示する史料はあるものの、他方で彼らが葛山氏領の年貢負担者であったことの証拠がそもそもなく、右の評価は困難である。少なくとも多比・尾高において、植松氏と町田氏が領主的基盤をもとに相論に及んだのは確実である。また、その権利も、先祖相伝（「如親之右京亮時」）および年紀（「如前々」）の由緒によって名宛人の植松藤太郎に保障されている。要するに、それらは、多年領掌の事実に基づく、土豪のイエ（植松氏）固有の権利としてオーソライズされたのであって、村財政の一環として、村落百姓組織に対して給与されたのではない。ましてや、植松氏の諸特権が、在村の吏務を勤める見返りに付与された役給報酬である

証拠はない。次に②について。銭論文・水林論文へのコメントとも重なるが、土豪層の根本基盤が、官吏業務の恩典として、権力から改替される危険を孕んだ痕跡はない。後代に入ると、土豪が在地の生産手段を私的に支配する行為を抑圧する機制が働くようになるが（後述）、葛山氏時代に限っては、「違乱」という状況下でも権力の介入を簡単に許容しない領域が存在したことが重要である。

百姓経営の体制的保護を政策基調とした権力が成立する画期は、口野五ヶ村の場合、北条氏時代に求められ（後述）、それは、村が公儀に対して百姓役を負担する被支配者身分の職能団体へ変貌することと、土豪層が百姓身分に体制的に編入されることによって実現されたが、翻って葛山氏時代には、在地有力者の固有支配がなお頑健な自己主張を展開し得たものと思われる。口野五ヶ村における国衆権力の役割とは、土豪層の境界領域で生ずる権利関係の問題を調整する点に存在したが（第四章・第五章）、その背景は、土豪層が在来的（または領主的）支配権の行使者であった点（第二章・第三章）、国衆も、その基盤を、自らの上級所有権の論理のもとに大幅に破碎・再編できず（第四章・第五章）、むしろ、自身の権利に対する押妨の排除と、それを通じた自らの利益の確保を志向する土豪層の運動に深く規定されざるを得なかつた点（第五章）に求められる。

近年の国衆論の到達を踏まえて、戦国期口野地域の歴史的位置を検証する作業は、これまで不充分であった。近世村役人とは異なる性格を具えた土豪層との関係を基礎に、国衆権力が果たした公共的役割の内実を明確にした点に本稿の意義が存在しよう。

2 展望

口野五ヶ村は、戦国北条氏が進出する戦国末（天正年間）に激変

を遂げた。当該期の植松氏に関しては、水林論文の知見がなお有効性を保っているため、それらの成果を参照するが、葛山氏時代との対比において重要な事柄を整理すると、下記の三点となる。

(一) 代官の役割拡大。植松氏は、漁業のほか、年貢徴収や海運統制（密航者取締など）、軍船調達など、新たな職務を命令されるに伴い、大名の需要充足を目的とした純然たる行政文書（権利証書の特徴を持たない）を前代とは比較にならないほど大量に受給した。

(二) 大名の家産制支配の浸透。土豪層の軍役衆・津元としての性格は当該期にも継承されており、植松氏は、有力者として、給地（至て口野の外部）や漁撈にかかる特権を保持していた。しかし、他方で植松氏の知行は、北条氏からの完全なる預物とされ、「軍法」（軍役負担義務）に違背した場合には、知行を「召放」れることが厳命された。近隣の西浦では、北条氏支配期の天正年間から徳川氏関東入部後の慶長年間にかけて、津元の網度・田地を、「公方」への百姓役負担を担う限りで所持できる反対給付とする觀念が見られるようになる。⁶⁶⁾ 土豪層の特権を、公儀の行政目的―役を通じた国家財政への貢献―の遂行によって得られる反射的利益と捉える見方である。口野五ヶ村でも、北条氏時代には、北条氏への「披露」と、百姓層の「納得」を伴わない土豪層の漁獲特権（公事）は、たとえそれが「古来」のものであっても許されない定めとなる（違背した場合は罪科）。⁶⁷⁾ 当時、口野五ヶ村における土豪層の領主的権利が否定され、年貢収取体系が全て北条氏に吸収された点に鑑みると、土豪層の基盤が自律性を喪失する一方、公儀の上級所有権は、その優位性を確立しつつあったと言えよう。

(三) 土豪層の村役人化。十六世紀末の北条氏は、「国の百姓」に対する撫民政策を強く打ち出すとともに（「公儀御百姓」観の原型）、百姓を在地領主の私民のごとく扱う行為を規制し始めるが、その影

響が口野に波及した。百姓の「納得」を経ない土豪の収取行為は「非分」として禁止され、「百姓共」を村に「仕付」け、年貢上納を担う限りで、植松氏への「褒美」は認められた。植松氏が村落百姓の代表である「名主」として対大名交渉を開始するとともに、「百姓中」宛ての行政文書を大量に受理するのこの時期である。

黒田基樹が植松氏の性格を、在村官僚の範疇に収斂させた要因の一つには、上記した北条氏支配下の植松氏の性格が前代へ無媒介に投影されたことが大きい。⁶⁸⁾ しかし、銭論文が殊に重要視する（一）の側面と、銭論文・水林論文が強調する（二）の側面は勿論、黒田論文が重視する事象―百姓の職能団体としての村の確立、および、それを基礎とした土豪層の村役人化―はみな、北条氏時代に急速に表出した歴史的所産なのであり、大名領国支配の浸透という国家史的契機を無視して理解できるものではない。

では、本稿で解明した―後の戦国大名支配の時代と対比される―国衆権力と在地勢力の關係は他地域に敷衍することが可能なのか。参照すべきは、市村高男の研究である。市村は、戦国期の東国領主層（国衆に相当）と北条氏の比較を行う中で、百姓中宛ての文書を大量に発給し、民衆（百姓・商人・職人）と直截対峙した北条氏に對して―結城、小山、佐竹など―東国の旧族領主たちは、村・里・宿の民衆総体の上に立つ権力とならず、戦国末のごく一部の事例を除いて、家臣の領主権に深く容喙することもなかったと述べた。⁶⁹⁾ 市村の論考では、国衆権力が在地社会で担った社会的職務の内実を検証する作業がなされているわけではないので、個別地域に即した究明については今後の成果が俟たれるが、少なくとも口野五ヶ村の状況から見ても興味深い知見であることは間違いない。

また、近年の市村は、視野を列島全域に拡大する過程で、「村」を統治の基礎に据えた北条領国の支配方式を、近世藩の祖型とする

と同時に、この北条氏は永祿・天正期の列島に出現した「地域的一権力」(甲斐武田、安芸毛利、尾張織田など)の一つであって、他の戦国期権力とは同一視できないことを指摘している。^①

市村の所論等を念頭に置くと、現地の有力者層による独自の在地支配を維持し、それに依拠することで統治を実現した国衆クラスの中小権力は、広い裾野を持って当時存在した可能性が浮上しよう。かかる構造に楔が打ち込まれ、百姓身分の「村」を直轄支配(保護)の基盤とする権力体が確立する契機は、広汎な民衆の上に峻立する「公」の展開と、それによる新たな領政機構の導入に求められるが、その背景と歴史的意義については今後の究明を俟つ。

〔追記〕 本稿は、j s p s 科研費・j p 2 2 2 K 2 0 0 4 6 の助成を受けたものである。なお、本稿の初出は、水林純「戦国期における土豪と地域権力の関係に関する研究―探・戦国大名との関係を中心に―」(一橋大学大学院社会学研究科博士論文、二〇二一年)所収の補論二であり、このたび大幅な加筆修正と増補を施した。

註

(1) 一九九〇年代以後の代表的研究として、久留島典子「中世後期の「村請制」について」(『歴史評論』第四八八号、一九九〇年)や、稲葉継陽「村の侍身分と兵農分離」(『戦国時代の荘園制と村落』校倉書房、一九九八年、初出一九九三年)など。

(2) 有光友學「戦国大名今川氏の歴史的 성격」(『日本史研究』第一三八号、一九七四年)、勝俣鎮夫「戦国大名検地に関する一考察」(『戦国法成立史論』東京大学出版会、一九七九年、初出一九七六年)、永原慶二「大名領国制下の農民支配原則」(『戦国期の政治経済構造』岩波書店、一九九七年、初出一九七六年)など。

(3) 東国を検討素材とした、黒田基樹『増補改訂 戦国大名と外様国衆』(戎光祥出版、二〇一五年、初出一九九七年)である。「戦国領主」概念を用いた成果として、矢田俊文『日本中世戦国期権力構造の研究』(塙書房、一九九八年)、村井良介『戦国大名権力構造の研究』(思文閣出版、二〇一二年)。今回は、東国史の分野で比較的多く使用されてきた「国衆」概念を使用する。

(4) 黒田基樹『戦国期東国の大名と国衆』(岩田書院、二〇〇一年)、『中近世移行期の大名権力と村落』校倉書房、二〇〇三年)。

(5) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)、『村と領主の戦国世界』(東京大学出版会、一九九七年)。

(6) ゆえに、ここでは、必然的に戦国期権力と近世幕藩制権力の同質性が重視されることとなる。

(7) 水林純「室町期の守護・国人から戦国期の領域権力へ」(戦国史研究会編『戦国時代の大名と国衆』戎光祥出版、二〇一八年)。久保健一郎「黒田基樹著『戦国期東国の大名と国衆』」(『史学雑誌』一一二巻一―一―号、二〇二一年)も参照。

(8) 前掲註(4) 黒田二〇〇三年著書、長谷川裕子『中近世移行期における村の生存と土豪』(校倉書房、二〇〇九年)。

(9) 国衆の存在を全国各地に即して検証した成果として、戦国史研究会編『戦国時代の大名と国衆』(戎光祥出版、二〇一八年)。

(10) 則竹雄一『戦国大名領国の権力構造』(吉川弘文館、二〇〇五年)など。

(11) 有光友學「葛山氏の態様と位置」(『戦国大名今川氏と葛山氏』吉川弘文館、二〇一三年、初出一九八六年)参照。

(12) 例えば、石渡洋平「戦国期地域権力論の成果と課題」(戦国史研究会編『戦国時代の大名と国衆』戎光祥出版、二〇一八年)。

(13) 葛山氏発給文書としては、他に「竜雲寺文書」一点、「久住文書」一点、「橋本文書」一点がある(全て『沼津市史』所収)。

- (14) 「植松文書」三〇四号。植松藤太郎の「具足・馬以下嗜」への恩賞として、葛山氏が千疋の知行を与えた宛行状である。
- (15) 「大川家文書」四二二号（『日本常民生活資料叢書』十五巻）。
- (16) 「植松文書」三六五号、四八六号参照。
- (17) 渡辺尚志「海辺の村の一七世紀」（『日本近世村落論』岩波書店、二〇二〇年、初出二〇一六年）参照。
- (18) 前掲註（2）永原論文。以下、永原への言及は右の論考に拠る。
- (19) 黒田基樹「大名被官土豪層への視点」（前掲註（4）黒田二〇〇三年著書、初出一九九八年）および「北条領国における郷村と小代官」（同前書、初出一九九六年）参照。
- (20) 銭静怡「戦国大名北条氏の口野地域支配」（『戦国期の村落と領主権力』吉川弘文館、二〇一八年、初出二〇一四年）。以下、銭論文への言及は右の論考に拠る。
- (21) 水林純「戦国期領域権力下における土豪層の変質と地域社会」（渡辺尚志編『移行期の東海地域史』勉誠出版、二〇一六年）。以下、水林論文への言及は右の論考に拠る。
- (22) その他に福田英一「戦国期駿河湾における漁業生産と漁獲物の上納」（『中世史学』第十八号、一九九五年）も史料1の中身に論究している。以下、福田への言及は右の論考に拠る。
- (23) 前掲註（22）福田論文も黒田論文と同じように解釈する。
- (24) 長谷川裕子「居住形態にみる土豪と村」（前掲註（8）長谷川著書、初出二〇〇五年）。
- (25) 郷左衛門が多比村内で付与されたのは、「増」のみである。増分が摘発されたという事実は、それ以前の多比村に既定の貫高が存在したことを物語るが、郷左衛門がその知行を保障されていない以上、既定所領の知行主は植松氏であったと見るほかない。
- (26) 前掲註（17）渡辺論文、中村羊一郎「沼津市内浦及び西伊豆町田子におけるイルカ追込み漁について」（『静岡産業大学情報学部研究紀要』第一四巻、二〇一二年）参照。
- (27) 前掲註（24）長谷川論文。
- (28) 渡辺尚志「海に生きた百姓たち」（草思社、二〇一九年）。渡辺著書は、十七世紀の内浦長浜村で、年寄衆と小百姓衆との間に村方騒動が惹起されたこと、年寄衆と小百姓衆はそれぞれ、村内の津元と網子に対応したことを説明している。
- (29) 棟別役五貫文の「給恩」が、「如前々」と記載されている点（点線部）から、この給恩は、史料1以前に遡るものであろう。
- (30) 「竜雲寺文書」（『沼中』三二六号）。「竜光院」は、氏元の父氏広の院号である（有光友學「中世の裾野」『裾野市史研究』第七号、一九九五年）、氏広は、大永期頃に活動した（『小山町史第六巻 原始古代中世通史編』一九九〇年）。
- (31) このように考えた場合、史料1の中になぜ「口野之内尾高村事」という事書が記載されたか、疑問視する向きも出てこよう。この点について、後掲註（45）も参照。
- (32) ちなみに、前掲註（22）福田論文も、史料1の三条目を「年貢・公事の納入権」と解釈しており、「納所」を上級領主への収納義務と理解していることがわかる。
- (33) 銭静怡は、前掲註（20）論文を単著に所収する際、補注の中で、植松氏を領主的存在とする水林論文への疑念を表明しており（一〇三頁）、葛山氏支配下植松氏の態様を一貫して代官とみなす理解を堅持している。銭の疑念は、実証的反論を伴っていないが、水林論文が銭論文批判を説得的にし得ていなかった点は否めず、植松氏の権利の性格を史的に「一から検証し直す必要がある」。
- (34) 『沼中』三二八頁。黒田論文の見解も同様である。
- (35) 「橋本文書」（『沼中』四〇二頁）。

- (36) 『静岡県史 通史編二 中世』を参照。
- (37) 「増田文書」『沼中』三八九号。
- (38) 制札が通常受益者の申請によって発給された点、峰岸純夫『中世災害・戦乱の社会史』（吉川弘文館、二〇〇一年）参照。
- (39) 前掲註（24）長谷川論文。
- (40) 「植松文書」三六五号。
- (41) 水林論文は、史料2を、葛山氏による官僚制機構の組織を示唆する文書とする一方、代官との関連については述べていない。他方、銭論文は、根拠を述べていないものの、史料2の植松氏の役割を代官とする。結論としては、後者の理解が正しいであろう。
- (42) 「植松文書」五一三号。なお、本文書（天正三年）より以前の元龜三年（一五七二）の文書によると、「立物」を操業する反対給付として五貫文を与える慣例が既に存在していたことがわかる（「植松文書」四九二号）。この得分も漁獲物の収益から控除された可能性がある。
- (43) 前掲註（11）有光論文。
- (44) 『小山町史第一巻 原始古代中世資料編』四七三、六七九号を参照。
- (45) まず（二）の可能性について。町田郷左衛門の「手作」が元々尾高村にのみ存在したことは、一つの根拠となろう。事書では尾高と多比が併記されておらず、前者のみが強調されている。その要因としては、尾高村内部の既得権益をめぐる土豪同士の争いが、想定されよう。「親之右京亮」以来の権益を持つ植松氏と、年来の「手作」を尾高に有する町田氏（多比村には、町田氏の「手作」がない）との間の利害衝突が事態の背景に存在した可能性があるのである。ただし、やや推測に依拠し過ぎていることは否定できない。加えて、（二）に立った場合、町田氏が両村の「増」を扶持された理由が不明となる。推測を遅くすると、検地によって「増」分が検出された後、町田氏はその給付を求める愁訴を起こした可能性はあるが、実証は困難である。翻って、（三）の場合、町田氏のみが「増」を扶持された要因を説明するのは容易い。町田氏は、「増」給付の対価として、分限に応じた公役を担うことになるが、それは葛山氏にも好都合だからである。ただし、尾高が事書で強調された理由は不明瞭となる。解釈を詰め切れないので、後考を俟つ。
- (46) 有光友學『戦国大名今川氏の研究』（吉川弘文館、一九九四年）、久保健一郎『戦国大名と公儀』校倉書房、二〇〇一年）。
- (47) 仮に「自余」を、「増」以外の尾高・多比両村の知行全てを指すと解釈すると、被害者である植松氏の知行を加害者の町田氏に扶助する意味になってしまふ。それはあり得ないので、この場合の「自余」は、町田氏の「手作」である。なお、「彼増之儀召返」の部分の解釈については、水林論文発表の後、池上裕子氏より私信を通じてご意見を頂戴した。その知見を参照していることを付言しておく。
- (48) 宛所の植松氏が「違乱」に及んだ場合の対応策を記載した文言であるならば、それはやはり威嚇文言であろう。
- (49) 敵方の町田氏に権利を与えるのではなく、葛山氏のもとへ収公するのならば、比較的納得しやすい。
- (50) 戦国大名領国でも、増分は、大名がそれを一旦召上げた後、改めて給人に扶持された（前掲註（46）久保論文）。
- (51) 前掲註（2）永原著書、綿貫友子『中世東国の太平洋海運』（東京大学出版会、一九九八年）を参照。
- (52) 「植松文書」三三三三号。
- (53) 史料2、「植松文書」三六五号。
- (54) 前掲註（14）文書、前掲註（35）文書。
- (55) 前掲註（30）文書。
- (56) 史料1に見える「前々」の棟別役、史料2の「三ヶ一」（漁業生産物）も、本来植松氏による公事であった可能性はある。実際、植松氏は、「七百節之鯉」や「四板二艘之役」、「塩役」などの特権を「古来」より行使した（植

- 松文書「五二九号」。池上裕子「北条領国における給人の公事賦課権」〔戦国時代社会構造の研究〕校舎書房、一九九九年、初出一九八四年〕も参照。
- (57) 前掲註(52) 文書。なお、水林論文は、植松氏の領主的な権利が葛山氏に完全に否定された痕跡はないとだけ述べていたが(十五頁)、一歩進めて、本文書は、当該期、土豪層の知行がなお存続したことを傍証する史料となり得る(本文参照)。
- (58) 残る二点は、イルカの狩り込みを命令した永禄六年(一五六三)付葛山氏元判物(前掲註(40)参照)と、口野五ヶ村から陣夫五人を徴発することを命令した永禄九年(一五六六)付葛山氏元判状(前掲註(52)参照)であるが、これらは、①純然たる命令文書、②葛山氏時代最末期の史料、③(土豪ではなく)「百姓中」宛ての行政文書という、他の文書にない共通項を有する。
- (59) 前掲註(14) 参照。
- (60) 前掲註(52) 文書が参考になる。獅子浜の給人「橋本内ミ」は、源左衛門尉と同族の可能性がある。
- (61) 前掲註(35) 参照。
- (62) 前掲註(30) 参照。
- (63) 佐藤進一『日本中世史論集』(岩波書店、一九九〇年)や、河音能平『世界史のなかの日本中世文書』(文理閣、一九九六年)、長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』(吉川弘文館、二〇〇〇年)、矢田俊文編『戦国期文書論』(高志書院、二〇一九年)、村井良介「戦国期における秩序流動化・再構築メカニズムの研究」(日本学術振興会科学研究費補助金研究・基盤研究(C)研究成果報告書、課題番号18K00962、二〇二二年)を参照。
- (64) 史料3は、江浦村が村落祭祀(浦祭)を営む主体であった可能性を示唆するが、久住氏はその経費調達を期待されている。
- (65) 前掲註(14)・前掲註(35)などを参照。
- (66) 渡辺尚志「海辺の村の一六世紀」〔『川と海からみた近世』塙書房、二〇二二年)参照。
- (67) 前掲註(56) 文書。
- (68) 勝俣鎮夫「戦国法」〔前掲註(2)勝俣著書、初出一九七六年〕、同『戦国時代論』(東京大学出版会、一九九六年)参照。
- (69) 前掲註(19) 黒田一九九八年論文の場合、葛山氏支配期と北条氏支配期それぞれの文書を等し並みに扱うとともに、前者から後者にかけての時期的变化の側面を等閑視する傾向がやや見られる。加えて、藤木久志の村落論の影響を受ける形で、戦国期のあらゆる権力を「自力の村」に規定された存在と捉える、黒田自身の理論的要請を無視することもできないが、序でふれた通り、それ自体、実証的根拠が十分であるとは言えない。
- (70) 市村高男『戦国期東国の都市と権力』(思文閣出版、一九九四年)。
- (71) 市村高男「地域的統一権力の構想」〔岩波講座日本歴史第九巻 中世四〕岩波書店、二〇一五年)。
- 〔査読を含む審査を経て、二〇二三年八月二十三日掲載決定〕
(一橋大学大学院社会学研究科ジュニア・フェロー)